

平成 26 年第 1 回教育委員会臨時会記録

平成 26 年 1 月 28 日（火）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 26 年 1 月 28 日 (火) 午後 2 時 04 分～午後 2 時 47 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 職務代理者 田中 奈那子

委員 對馬 初音 教育長 井出 隆安

欠席委員 委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 学校教育部長 玉山 雅夫

生涯学習スポーツ担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂

庶務課長 北風 進 教企企画課長 筒井 鉄也

学務課長 岡本 勝実 特別支援課長 塩畑 まどか

学校支援課長 青木 則昭 学校整備課長 喜多川 和美

生涯学習推進課長 濱 美奈子 スポーツ振興課長 高橋 光明

済美教育センター所長 田中 稔 済美教育センター就学前教育担当課長 加藤 康弘

中央図書館長 大林 俊博 特命事項担当副参事(子供園担当課長) 寺井 茂樹

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第 2 号 杉並区プロポーザル選定委員会条例

議案第 3 号 杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

議案第 4 号 平成 25 年度杉並区一般会計補正予算 (第 7 号)

議案第 5 号 平成 26 年度杉並区一般会計予算

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案

議案第 2 号 杉並区プロポーザル選定委員会条例・・・・・・・・・・・・ 4

議案第 3 号 杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例・・・・ 6

議案第 4 号 平成 25 年度杉並区一般会計補正予算（第 7 号）・・・・ 11

議案第 5 号 平成 26 年度杉並区一般会計予算・・・・・・・・・・・・ 12

委員長 それでは、ただ今から、平成 26 年第 1 回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は折井委員が欠席でございますが、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めさせていただきます。なお、本日の議事録の署名委員は、對馬委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が 4 件となっております。日程第 1 議案第 2 号から、日程第 4 議案第 5 号の議案は、平成 26 年第 1 回区議会定例会の提出予定議案で「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがいまして、同法律第 13 条により、これらの議案の審議を非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がないようですので、日程第 1 議案第 2 号から、日程第 4 議案第 5 号につきましては、会議を非公開として審議することといたします。

それでは議案の審議に入らせていただきます。日程第 1 議案第 2 号「杉並区プロポーザル選定委員会条例」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第 2 号につきまして、ご説明を申し上げます。

公の施設の指定管理者の候補や、区が発注する業務等の受託候補者等は外部の委員と職員が事業者の提案を受けて採点を行い、その結果に応じて候補者を選定するプロポーザル方式を採用しているところでございます。これらの選定に係る選定委員会の実態を調査しましたところ、同じプロポーザル方式を採用していながら委員構成や選考方法等が統一されておらず、また、これらの選定委員会は、一つの選定を終えると終了する臨時的、単発的なものであることから、これまで区としては附属機関としての位置付けをしてございませんでした。

このようなことから、今後は選考の透明性及び公平性の向上を図り、より適切な選定を行うため、選定委員会の基本的事項の統一化を図るとともに附属機関として位置付けることといたしました。また、附属機関の設置に当たりましては、選定委員会ごとに個別の条例を定める方式ではなく、概括的な附属機関設置条例を定め、この条例に基づき設置をすることといたしました。このことに伴いまして、プロポーザル選定委員会を設置する等の必要があり、教育委員会が管理する

施設等も対象となりますことから、この条例案の作成に当たりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

条例の内容でございますが、議案を1枚おめぐりください。第1条が、選定委員会の設置について定めるものでございます。プロポーザル方式による公の施設の指定管理者、区が発注する業務等の受託者等の候補者の選定を行うため、区長又は教育委員会の附属機関として、指定管理者候補者等の選定ごとに杉並区プロポーザル選定委員会を置くこと等を定めてございます。

第2条は、プロポーザル方式の定義について定めるものでございます。プロポーザル方式を指定管理者の候補者等の選定に当たり、企画、技術等に関する提案を求め、その企画力、技術力等を総合的に判断した上で、指定管理者候補者等の選定を行う方式と定めてございます。

第3条は、所掌事項について定めるものでございます。選定委員会は、区長等の諮問に応じ、指定管理者候補者等の選定に関し必要な事項を調査審議することを定めてございます。

第4条は、組織について定めるものでございます。選定委員会は、学識経験者、職員等のうちから、10人以内をもって組織すること、委員の半数以上は職員以外の者とする等と定めてございます。

第5条は、会長について定めるものでございます。選定委員会に会長を置き、委員の互選により定めること等を定めてございます。

第6条は、会議について定めるものでございます。選定委員会は会長が招集すること、また、委員会の議決に関する等と定めてございます。

第7条は、複数の指定管理者の候補者等の選定に係る選定委員会の設置について定めるものでございます。複数の指定管理者候補者等の選定については、一つの委員会の設置により、当該候補者の選定を行うことができることを定めてございます。

第8条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を平成26年4月1日とするほか、第2項におきまして委員の報酬を定めてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

委員の学識経験者等については、公募とか、そういうかたちをとるわけなんですか。

庶務課長 基本的には、公募というものではなくて、やはり専門的知識を持った学識経験者の方等を選んでいきます。あと、施設によっては、地域の関係者であるとか、その辺は選定委員会が選ぶ施設の特色により選んでおります。

委員長 いかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、特にご意見等ございませんので、議案第2号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議ありませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして、日程第2 議案第3号「杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第3号につきまして、ご説明を申し上げます。

使用料等の見直しにつきましては、昨年9月25日の教育委員会定例会でご報告したところでございます。その後、区では、広報すぎなみなどにより区民の方への周知を図るとともに、区民意見交換会等を通じまして、広く意見をいただいております。また、区議会におきましても説明を行い、質疑を行って、必要な修正を加えてきたところでございます。

その結果、使用料等の見直しにつきましては、概ねご理解をいただけたものと判断をさせていただきまして、関係する条例を改正することといたしました。

このことに伴いまして、学校施設、体育施設等の使用料を改定する必要があることから、この条例案の作成に当たりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

なお、この条例案は、関連する15件の条例を条建てで改正することとしてございます。第1条から第3条におきましては、「杉並区行政財産使用料条例」の一部を、第21条及び第22条におきましては、「杉並区立学校施設使用料条例」の一部を、第23条及び第24条におきまして、「杉並区立科学館条例」の一部を、第25条及び第26条におきまして、「杉並区立社会教育センター条例」の一部を、第27条及び第28条におきまして、「杉並区体育施設等に関する条例」の一部をそれぞれ改正するものでございます。

改正の概要等でございますが、議案の最後から2枚目の資料3「使用料等の見直しの概要」をご覧ください。見直しの概要について、ご説明をいたします。

第一点は、使用料の算定に当たりましては、直近の決算額となります平成24年度の決算数値を基に算出をしております。

第二点目でございますが、これまで設けてございました、登録団体が利用する場合の使用料を2分の1とする減額制度を廃止することといたしました。なお、登録団体制度につきましては、今後も継続していくとともに、活動支援をしていくために集会施設における予約申込みを、普通は2カ月でございますけれども、3カ月前から可能とする新たな優遇措置を設けてございます。

第三点目は、集会室におきましては、利用機会の拡大等を図る観点から、使用区分の細分化を図り、記載のとおり、午後の時間帯を2つの区分に分けることといたしました。なお、体育施設の貸切使用につきましては、現行どおり、2時間単位といたします。

第四点は、使用料の改定、及び登録団体の2分の1減額制度の廃止に伴います利用者の急激な負担増加を軽減するため、記載のとおり、第1期から第3期までに分けまして、使用料を段階的に引き上げることといたしました。なお、使用料が引下げとなるものにつきましては、第1期から実施することとしてございます。

第五点目は、集会施設におきまして使用時間を超過して使用する場合には、使用する時間区分の使用料の3割相当を徴収してきたところでございます。改定後におきましては、この超過分の使用料を45分に相当する額に改めまして、延長使用料として規定をいたします。また、午前に引き続き、午後の時間区分を利用する場合等の中間時間につきましては、これまで無料の取扱いをしてきたところでございますが、改定後は延長使用料を徴収することといたします。

第六点目は、使用料の改定は、平成27年1月1日から行うこととしてございます。

続きまして、資料の裏面をご覧ください。条例改正の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、杉並区行政財産使用料条例の一部改正でございますが、杉並区立郷土博物館会議室を目的外使用する際の使用料を改定するほか、登録団体における使用料の2分の1減額制度を廃止するものでございます。

次に、杉並区立学校施設使用料条例の一部改正でございますが、いわゆる学校

開放でございます。利用者のニーズに合わせた時間区分、及び利用者負担の軽減の観点から、これまでの1回5時間以内の使用単位を改めまして、1時間以内を単位として使用料を改定するものでございます。また、登録団体における使用料無料の取扱いを廃止いたしますが、区内在住、在学の児童・生徒及びその指導者で構成された登録団体が使用する場合につきましては、現行どおり無料といたします。このほか、夏季に開放してございます学校プールを有料化いたしますが、区内在住の児童・生徒等につきましては、無料開放を継続いたします。

次に、杉並区立科学館条例の一部改正、及び、杉並区立社会教育センター条例の一部改正でございますが、講堂・ホール等の使用料を改定するほか、登録団体における使用料の2分の1の減額制度を廃止するものでございます。

杉並区体育施設等に関する条例の一部改正でございますが、体育館等の一般使用の使用単位を1日4時間から2時間に変更するなど、体育施設等の使用料を改定するものでございます。なお、永福体育館につきましては、老朽化をしているため現行使用料を半額に改めるとともに、改築予定の妙正寺体育館につきましては、改築後に使用料を見直すこととしてございます。また、登録団体における使用料2分の1減額制度を廃止いたしますが、区内の中学生以下の者で構成された団体、及び障がい者で構成された団体につきましては、引き続き、2分の1減額制度を維持してまいります。このほか、温水プールの一般使用におきまして、30分単位の延長使用料を定めるものでございます。なお、学校施設である杉並第十小学校の温水プールにつきましても、同様の取扱いを定めてございます。

最後に、施行期日でございますが、平成27年1月1日とするほか、必要な経過措置を定めてございます。各施設の使用料の詳細につきましては、議案に添付してございます資料2をご覧くださいと存じます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

田中委員 教育委員会の指定した学校のプールに関してなんですけれども、有料化して一般は200円ということなんですけど、その有料化した場合のお金の管理はどういうふうになっているのですか。

生涯学習推進課長 学校プールにつきましては、今も、民間の事業者管理をお願いしておりますので、継続してそういった事業者にも徴収も委託したいと考えてお

ります。

田中委員 では、そのまま現状どおり、委託していくというかたちになるのですね。

生涯学習推進課長 はい。

田中委員 わかりました。

對馬委員 意見聴取をいろいろな方にされたかと思うのですけれども、PTA もだいたい、これはどうか、というご意見があったかと思いますが、一般の方からどんな質問が出て、ご理解いただくためにどのように答えたのか、を少し教えていただけますか。

庶務課長 学校開放施設でよろしいですか。

對馬委員 学校開放施設でなくても他のところでも、たぶん、無料だったものが有料になるとか、2分の1減額がなくなる、っていうのが、先に情報として行ってしまって、反対意見というか、そういうのがあったのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

スポーツ振興課長 体育施設の関係について私からお話ししますと、秋口から年末にかけて、いわゆる体協の40団体、その前に体協の理事会にもお話しした後、各団体を集めてお話しをして、それからスポーツレクリエーション関係の方にも役員と各団体が集まった時にお話しをさせていただいて、その中で、やはり2分の1減額の話は確かに出ました。けれども、その2分の1減額をやっている区がもう1区ぐらいしかなくて、その辺の理解は得られたと思います。

一気に値上げについては、今、議会でも様々な意見が出ているので、それを受けて、再度改めてまた、ということで。役員の時には、説明会ができたんですけどもね、3段階という中で。その他は機会がなくて、全部、団体に送付しました。その時に、もしご意見があればぜひ申し出てください、という中で、声は上がってこなかったということです。

それから、施設でいろいろ大会があった時に、私が挨拶に行きますと、その中で言われたことは、今までが安かったんでこれは仕方がない。でも、シャワールームが汚いからちゃんと掃除してくれよ、とか、そういう話がいくつか出ました。その程度で、概ね理解はされているというようなことでございます。

對馬委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

それでは1点だけ。集会室の延長使用料、たぶんこれは中間時間ということで

書いてあるんですけども、体育施設の延長というのは、使用料を取るにしてもやはりなかなか難しいところなんではないでしょうか。

スポーツ振興課長 夜の延長につきましては、例えば、高円寺体育館でフットサルの団体が 23 時まで使って、というのは教育委員会に協議でお諮りして延長時間という形をとらせていただいておりますが、それ以外の体育施設では、基本は 21 時までですから、その中でやっていただいております。

委員長 ということは、そういう形で申請すれば、延長が可能になるということでしょうか。

スポーツ振興課長 基本的には、体育施設の規則の中で開場時間は決まっていますので、教育委員会の方に協議をして延長をお認めいただくと。現実には、地域体育館は街の中にある体育館ですから、近隣の住宅環境とか、のバランスを取る必要がございます。高円寺体育館は環状七号線沿いなので、その辺は財団が運営していますが、その中で協議をして、教育委員会にお諮りして認めているということがございます。

委員長 終わりが 21 時だと 15 分前ぐらいにはもう終わって片づけをして、そして 21 時には出る。これは、区立中学校の体育館の場合なんですけど、そんな話が出て。仕事がなかなか終わらなくて、行ったら、もう残りは 30 分くらいしかなかったと。それはもう個人のそれぞれの状況で違うとは思いますが、そんな話がちょっと耳に入ったものですから、そういうことも可能なのかなということでお聞きしたんですけども。

生涯学習推進課長 学校施設の体育館につきましても、ある程度、現場での対応等がございまして、学校によってシルバー人材センターに管理をお願いしているところもございまして、民間事業者が入っている、あるいは学校用務が対応しているところもございまして、そういった状況で調整が可能であれば、可能かもしれませんが、なかなか難しいかと思えます。

庶務課長 特に、学校の機械警備の場合はですね、22 時までシルバー人材センターをお願いしているんですけども、その後は機械化で完全にロックアウトしますので、22 時以降はなかなか難しいという事情がございます。

委員長 わかりました。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、議案第 3 号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでし

ようか。

(「異議なし」の声)

では、異議ありませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第3 議案第4号「平成25年度杉並区一般会計補正予算(第7号)」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第4号「平成25年度杉並区一般会計補正予算(第7号)」について、ご説明申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予算が13事業、地方債の補正が3件でございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただいて、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。まず、歳入歳出予算についてご説明をいたします。事務事業名「地域運営学校等の推進」から以下「小学校の移動教室」までの6事業、それから下から2番目の「図書館運営」につきましては、本年度の事業執行により、実績として生じた予算の残額を減額補正するものでございます。なお、「小学校の施設整備」におきましては、充当財源でございます施設整備基金繰入金1,000万円も同時に減額いたします。下から4行目「幼稚園等就園奨励」及び「私立幼稚園等教育支援」でございますけれども、どちらも実績による減額でございます、それぞれ充当財源でございます国、都補助金も減額となるものでございます。

次に、「高井戸第二小学校の改築」及び「大宮前体育館の移転改築」でございますが、歳出予算の財源としておりました地方債の起債対象額が確定をしましたことに伴いまして、発行限度額の変更、施設整備基金繰入金及び国庫補助金の変更に伴う財源の更正でございます。「小中一貫校の施設整備(小学校及び中学校)」につきましては、同様の財源更正に加えまして、契約実績による歳出予算の減額を行います。

1ページおめくりいただきますと、教育費の総額が記載をされてございます。教育費全体の補正前の額に、今回の減額補正額2億6,000万円を減じました補正後の教育費総額は、176億7,102万4,000円でございます。

次のページの地方債補正につきましては、先ほど、歳入歳出予算でご説明しましたとおり、国庫支出金の増等により起債対象額の確定がございましたので、起債発行限度額の減額をするものでございます。

議案第4号につきましても説明は以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、特にご意見等ありませんので、議案第4号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議はございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして、日程第4 議案第5号「平成26年度杉並区一般会計予算」を上程し、審議いたします。引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第5号「平成26年度杉並区一般会計予算」について、ご説明を申し上げます。議案を2枚おめくりいただきまして、一般会計当初予算概要の1ページをご覧ください。

平成26年度予算は、区民とともに策定した基本構想の実現に向けた取組を加速させる年と位置付け、新年度予算を「未来に駆ける予算」と名付けております。そして、杉並区総合計画の達成に向けた第1期実行計画の最終年として、目標達成に向けて計画事業の着実な推進を図るとともに、区民生活の実態や地域特性の十分な把握、「協働推進基本方針」や「行財政改革基本方針」を踏まえ、待機児童解消、防災・減災対策の強化への対応など、必要な施策展開に努める等を基本方針として編成されております。

3ページは、区全体の財政計画の一覧表でございます。一年間の歳入歳出を表してございます。この中から、一般会計予算を組む、というものでございます。

次の4ページは、教育費における歳入予算でございます。前年度と比べますと、校舎や体育館の建設に伴います国庫補助金、特別区債の減等により14億円余のマイナスとなっております。

5ページは、歳出予算の款別集計でございます。区全体では、前年比52億9,700万円、3.4%の増額予算となっております。7款、教育費でございますけれども、対前年ですと、6億2,600万円余、3.5%の減の予算となっております。これは、校舎や体育館の建設費の減等によるものでございます。

次の6ページは、債務負担行為でございます。建設工事等が複数年に渡る表記の3事業につきまして債務負担行為を設定するものでございます。小中一貫校の施設整備でございますけれども、平成27年度に行います旧和泉小学校の校舎解

体に係る経費のうち前払金を除いた経費を計上してございます。なお、平成 25 年度中に債務負担行為を設定したものにつきましては、資料の最終ページに支出予定額等に関する調書を付けてございますので、ご参照いただければと思います。

次に、7 ページの地方債でございませけれども、表記の 2 事業につきまして、充当財源として、地方債を発行するものです。

続いて、8 ページでございませが、上段には施設整備基金繰入金や起債を財源充当した事業の一覧表がございませ。下の表につきましては、次世代育成基金の充当事業の一覧でございませ。次世代育成基金の充当事業につきましては、平成 26 年度「小笠原自然体験交流事業」、及び、オーストラリア連邦ウィロビー市への「中学生海外留学事業」について、参加人数を増やして充実を図っております。また、新規事業として、2020 年東京オリンピックを目指す次世代のトップアスリートを育て、支援を行う事業を開始するものでございませ。

9 から 10 ページにつきましては、教育費の事業別一覧でございませして、全事業を前年度対比で掲載をしているものです。

次に、教育費の主な事業内容につきまして、11 ページ以降の資料でご説明申し上げます。まず、投資事業でございませが、「高井戸第二小学校の改築」では、3 月にしゅん工します校舎の建設工事に続きまして、当該年度は、校庭等の整備工事、落成式にかかる経費等を計上してございませ。「小学校空調設備整備」では、8 月までを工期として、小学校 33 校の理科室への空調設備工事を実施し、学習環境の改善を図ってまいります。

次に、12 ページでございませが、「小中一貫校の施設整備（新泉・和泉地区）」におきましては、平成 27 年 4 月の開校に向け、新泉・和泉地区における施設一体型小中一貫教育校の建設工事を引き続き実施をいたします。平成 26 年 3 月には、和泉中学校を新泉小学校の校舎に移転しまして、既存の和泉中学校校舎の改修工事に着手をいたします。「小中一貫校の施設整備（高円寺地区）」では、区内 2 校目の施設一体型小中一貫教育校として、平成 30 年 4 月の開校に向けまして、調査、測量を実施いたします。「中学校空調設備整備」では、平成 27 年度に実施をします中学校理科室の空調設備工事のための設計費を計上してございませ。

次に、13 ページにまいりまして、「妙正寺体育館の改築」では、当該年度、既存体育館の解体工事を行いますとともに、本年 10 月から平成 28 年 5 月までの工期で建設工事に着手をいたします。

次に、主な既定事業につきまして、新たな取組を中心にご説明を申し上げます。14 ページをご覧ください。まず、「新しい学校づくりの推進」では、高円寺地区小中一貫教育校の平成 30 年度設置に向けました協議会を新たに設置いたします。次に、「学校の支援」では、当該年度から、月に 1 日ないし 2 日実施する土曜授業において、学校支援本部等を活用する連携プロジェクトに関する経費を計上してございます。「特別支援教育（障害児教育）」では、特別支援学級において、作業療法士による巡回指導を新たに実施するとともに、通常学級における支援員を 19 名から 36 名に増員し、充実を図ってまいります。また、高井戸第四小学校に情緒及び言語障害学級を設置するための校舎改修経費等を計上してございます。

「国際理解教育の推進」では、区の友好都市でございます、オーストラリア連邦ウィロビー市への中学生海外留学を、当該年度につきましては、実施時期を 8 月に変更しますとともに、派遣生徒数を 10 名増やし、25 名で実施をいたします。

15 ページにまいりまして、「情報教育の推進」では、桃井第三小学校等教育課題研究指定校で実践的研究を進めてまいりました、電子黒板機能付きプロジェクターを全ての小中学校普通教室に設置し、児童生徒の理解の向上に役立つ、多彩で魅力的な授業を展開するためのデジタル教材の利用を促進してまいります。また、タブレットパソコンを活用した ICT 教育を試験的に導入いたします。「区立学校教育活動の推進」では、区教育委員会と区内都立学校 9 校とで包括的な協定を締結し、これまで一部の区立学校で実施をしてきました都立学校との連携・協働事業を継続的、発展的に展開する取組を推進してまいります。「学校教育への支援」では、土曜授業におきまして、外部指導員として活用するボランティアの経費を計上しております。中学生小笠原自然体験交流事業につきましては、実施時期を年度末の 3 月に変更するとともに、参加人数を 35 名に増員し、引き続き実施をいたします。また、済美教育センターと科学館による科学実験サポートチームを編成しまして、小中学校への巡回指導をモデル実施いたします。

次に、16 ページにまいりまして、「小学校の運営管理」では、質の高い教育水準を確保するため、小学校で活用されておりますワークテスト、ドリル等、補助教材費を、また、「中学校の移動教室」では、中学校生活の集大成として教育課程に位置付けられております修学旅行の費用を半額程度、公費負担することで、それぞれ所得水準に関わりなく、保護者の経済的な負担の軽減を図り、区独自に義務教育の無償化を一步前進させてまいります。なお、特別支援学校におきまし

ても、同様の負担軽減を実施いたします。また、中学校1年生を対象にしてございます「フレンドシップスクール」につきましても、当該年度から、区と交流のある自治体等で、農業体験や自然体験も加え、より豊かで充実した事業を実施してまいります。

一つ戻りまして、「済美養護学校維持管理」では、安全対策の向上と教室不足を解消するための校舎増築、改修工事を引き続き実施いたします。「郷土博物館の運営管理」では、2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、企画展を実施する経費を計上してございます。

17 ページにまいりまして、「図書館運営」でございしますが、区立施設再編整備計画の一環として、桜上水北図書館サービスコーナー開設準備に係る経費を計上してございます。

次に、18 ページ、「スポーツ推進計画」でございしますが、今年度策定をいたしました「スポーツ推進計画」の普及啓発を図るため、「計画推進懇談会」を設置いたします。また、スポーツ指導者やジュニア等を対象に、スポーツの推進に必要な知識や技術を学ぶ場として、(仮称)スポーツアカデミーを設置いたします。

最後に、19 ページ、新規・臨時事業でございします。「小中一貫教育校開設準備」としまして、新泉・和泉地区小中一貫教育校の平成27年4月開校に向けた準備経費、開校記念式典に係る経費を計上してございます。「次世代トップアスリートの育成」では、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、次世代育成基金を活用した「次世代トップアスリート育成支援事業」を立ち上げ、杉並区から出場する選手を育てるため、ジュニアアスリートの発掘や育成の支援を具体化してまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

對馬委員 「次世代トップアスリートの育成」って、具体的にはどういうことをするのでしょうか。

スポーツ振興課長 この事業はですね、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるということで、今、杉並区内で、ジュニアで頑張っている子たちが、全国に行っている子も数人いらっしゃるんですね。そういう方々を地域ぐるみで応援していこうと、そういう意味で、次世代育成基金をその事業に充当しよ

うという考え方で成り立っているんですが、第一義的には体育協会やスポーツ団体からの意見を聞きながら、まず、そういった人材の発掘、掘り起こしが必要だと思いますね。そのうえで、内部で作った検討会を経て、その中で、どういう事業が2020年に向けて良いのか、というような議論をして、選定された団体、選手を抱えている団体になると思いますが、そういったところに選手の強化費、あるいは合宿費とか遠征費等に使う事業に対して支援をしよう。ですから、これが実際にどのくらい出るか、というのはわからないんですけども、スポーツ振興課としてやっている「スポーツ栄誉賞」がございしますが、そういったところからの掘り起こしも必要でしょうし、そういうところに出てこないジュニアのアスリートもいらっしゃるんで、街の人からの声だとかをいろいろと聞きながら、まずは掘り起こしをして、どういう仕組みを、枠組みを作っていくかというのは検討会でやっていこう。そのうえで、次の段階で支援を行うというスキームになっています。

対馬委員 とりあえず検討をするということで。相談して。わかりました。

委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

田中委員 「特別支援教育（障害児教育）」の中で、「作業療法士による巡回指導」ということなんですけれども、どういう形で学校の方に行って、なさるかを少し教えていただけますか。

特別支援教育課長 詳細についてはこれから、というふうに思っておりますが、特別支援学級のお子様の中には体幹機能が問題ある方も多々いらっしゃって、そういう意味で言うと作業療法士が「こういう姿勢で勉強ができるような器具がいいね。」とか、そういうアドバイスができるというふうに思っておりますので、一応、予定といたしましては月一回のペースで小学校に巡回をするという形になるかと思っております。

田中委員 児童生徒に関しては、希望者ということなんですか。作業療法士さんが見た感じで、この子には必要だ、ということで取り組むことになるのですか。

特別支援教育課長 その辺については、これも調整をしていくつもりではおりますが、特別支援学級の中にいる、やはり体幹機能が、というようなお子さんを中心に見させていただくことになるかと思っております。現在、養護学校では既に実施しているという状況です。

田中委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

小笠原は3月に実施っていう、今後ずっとそういう形になっていくのですか。

庶務課長 ウィロビーへの派遣が8月になりましたので、2ついっぺんに夏休みに実施するのはなかなか難しいということで、年度末の3月、鯨が見られる3月ということになります。

委員長 わかりました。他にいかがでしょうか。

大変手厚く教育関係に予算付けがされていて、本当にすごいな、ということを感じているところです。

では、特に、他にご意見等ありませんので、議案第5号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第5号につきましては、原案のとおり可決いたします。

以上で、予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、何かございますでしょうか。

庶務課長 次回の定例会の日程でございますけれども、2月12日(水)午後2時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 では、次回は2月12日(水)午後2時からということで、ご予約の方よろしくお願ひしたいと思います。

では、ありがとうございます。本日の臨時会を閉会いたします。